

平成 23 年 10 月 13 日

各 位

会社名 アンジェス MG 株式会社
代表者 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画部長 鈴木 文彦
電話番号 03-5730-2480

**第三者割当による第 18 回乃至第 23 回新株予約権の発行に関するお知らせ
(行使価額修正条項付新株予約権の発行)**

当社は、平成 23 年 10 月 13 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 18 回乃至第 23 回新株予約権（以下「本件新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 23 年 11 月 2 日
(2) 新株予約権の総数	120 個（第 18 回乃至第 23 回新株予約権合計：1 回号あたりの新株予約権の個数は 20 個）
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき金 20,420 円(総額 2,450,400 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	・当初行使価額(83,980 円)における潜在株式数：14,286 株 ・下限行使価額(45,220 円)における潜在株式数：30,500 株 (上記の下限行使価額における潜在株式数は、本件新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限です。詳細については、「6.割当予定先の選定理由等(6)その他 <上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>」をご参照下さい。) ・上限行使価額(129,200 円)における潜在株式数：9,282 株
(5) 資 金 調 達 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	1,182,080,400 円 差引手取概算額は、本件新株予約権の払込金額の総額（第 18 回乃至第 23 回新株予約権合計）及び本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第 18 回乃至第 23 回新株予約権合計）を合算した金額から、本件新株予約権に係る発行諸費用を差し引いた金額となります。

この文書は、当社の第 18 回乃至第 23 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初 83,980 円。</p> <p>本件新株予約権の当初の行使価額は、本件新株予約権の発行決議日（平成 23 年 10 月 13 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（ただし、気配表示を含む。以下「東証終値」という。）の 130%に相当する価額です。</p> <p>当社は、本件新株予約権の割当日の翌日（平成 23 年 11 月 3 日）以降、当社の判断により、回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます（同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です。）。修正開始の決定がなされた回号の新株予約権の行使価額は、当該修正開始を決定した日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日の東証終値の平均値の 90%に修正され、以降、毎月第 2 金曜日に、その日まで（当日を含む。）の直前 5 連続取引日の東証終値の平均値の 90%に修正されます。ただし、上記計算の結果、修正行使価額が「リセット価額」（ ）を下回る場合、修正行使価額はリセット価額となります。なお、下限行使価額は 45,220 円（発行決議日の東証終値の 70%）、上限行使価額は 129,200 円（発行決議日の東証終値の 200%）です。</p> <p>また、修正開始後、東証終値が 5 取引日連続してリセット価額を下回った場合、当該 5 連続取引日の最終取引日の翌日以降、行使価額は当初行使価額に戻り、当社は、残存する本件新株予約権について、割当日の翌日以降約 2 年間、何度でも上記のとおり行使価額の修正開始を決定することができます。</p> <p>リセット価額とは、行使価額修正の決定を行った日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日の東証終値の平均値の 80%又は下限行使価額のいずれか高い価額を指します。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法（割当予定先）</p>	<p>野村證券株式会社に対する第三者割当方式</p>
<p>(8) その他</p>	<p>当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、下記について合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本件新株予約権を譲渡しない。 ・当社は、当社が本件新株予約権の発行後 6 ヶ月以内に第三者割当方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。）に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後 6 ヶ月以内に第三者割当方式で発行する新株予約権及び当社普通株式以外の種類の株式（以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。）の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、30,500 個（発行決議日現在の当社議決権総数 122,333 個の 24.9%）を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使若しくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得若しくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない（以下、かかる本件新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求又は取得並びに同時期発行議決権付株式の発行を合わせて「上限議決権数超過行使等」という。）こと。

この文書は、当社の第 18 回乃至第 23 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	<p>(詳細については、「6. 割当予定先の選定理由等(6)その他 <上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>」をご参照下さい。)</p> <p>なお、本件新株予約権の各回新株予約権要項において、当社が、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第 432 条に規定する「施行規則で定める議決権の比率」の算出において本件新株予約権と一体とみなされる第三者割当を行い、当該議決権の比率が 25%以上となる場合において、同条各号(当該条文の変更があった場合には、当該変更後の条文を指すものとする。)に掲げる手続(以下「第三者意見入手等手続」という。)のいずれかが求められることを了知したときは、新株予約権者は、当該了知の時点以後、残存する本新株予約権全部につき、その行使請求を行うことができず、当社は、その行使請求の受付を行わない旨定めております。</p> <p>平成 23 年 1 月 24 日付けプレスリリース「第三者割当(予定)による新株式の発行登録について」に記載のとおり、当社は塩野義製薬株式会社を割当予定先とする第三者割当増資に関する発行登録を行っておりますので、当該発行登録に係る第三者割当増資を決議するにあたって、第三者意見入手等手続が求められることを当社が了知した場合には、新株予約権者は、当該了知の時点以後、残存する本件新株予約権全部につき、その行使請求を行うことができず、また、当社は、その行使請求の受付を行わないこととなります。</p>
--	--

この文書は、当社の第 18 回乃至第 23 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、大阪大学の研究成果をもとに平成 11 年 12 月に発足して以来、遺伝子治療に代表される遺伝子医薬の開発と実用化に取り組んでおります。現在、HGF 遺伝子治療薬「コラテジェン®」と核酸医薬「NF- B デコイオリゴ」という 2 つの医薬品候補を自社で開発しております。前者は、末梢性血管疾患や虚血性心疾患といった、血管が詰まり血流が悪化する虚血性疾患に対して、血管を新生する作用を有する HGF (Hepatocyte Growth Factor ; 肝細胞増殖因子 (肝細胞を増やす因子として発見されたことから命名)) 遺伝子を注射で患部に注入することにより、詰まった部分を新しい血管でバイパスし血液の流れを改善する治療薬です。後者は、免疫反応を強める遺伝子が過剰に働くことが原因とされるアトピー性皮膚炎をはじめとする様々な炎症性疾患に対して、その過剰に働く遺伝子の発現抑制によって症状を抑える治療薬です。その他にも、「NF- B デコイオリゴ塗布型 PTA バルーンカテーテル」と「機能性ペプチドを活用した傷あて剤」という 2 つの医療機器の開発や、子会社であるジェノメディア株式会社を通じて、HVJ エンベロープによる抗がん剤開発プロジェクトにも取り組んでおります。また、既に日本国内で上市されているムコ多糖症 型治療薬「ナグラザイム®」の日本国内における販売を行っており、提携開発品として、米国のバイカルインクが悪性黒色腫 (メラノーマ) を対象疾患とする「Allovectin®-7」という医薬品候補を開発しております (当社は、米国や欧州での販売に応じたロイヤリティを受取る権利とアジアでの独占開発、販売権を有しております)。

上述の開発パイプラインのうち、コラテジェン®につきましては、重度の末梢性血管疾患である重症虚血肢などに対する画期的な新薬となり得ること、また、日本国内のみならず欧米における対象患者数が多いこと等から、創業以来特に研究開発に注力し、その結果、平成 20 年 3 月に日本国内での製造販売承認を申請することができました。しかし、その後に承認審査機関との協議を重ねた結果、その有効性自体は国内第 相臨床試験において確認されたものの、当社の求める適応の承認取得には更なる臨床データの集積が必要との結論に至ったことから、平成 22 年 9 月に一旦承認申請を取り下げ、必要な追加試験の実施後に再申請することを決定しました。具体的には、以下の事由を勘案して、国際共同第 相臨床試験の実施により欧米で製造販売承認を取得するとともに、今後、日本からもこの国際共同第 相臨床試験に参加することで、日本において最短かつ確実な承認取得を目指すこととしました。

- コラテジェン®に関して、平成 21 年 12 月には FDA (米国食品医薬品局) との間で SPA (Special Protocol Assessment ; 第 相臨床試験開始前に FDA との間で試験デザイン、解析方法等の詳細な取決めに関して事前合意し、試験終了後にそのまま承認要件として認める制度で、欧米のバイオベンチャーに幅広く活用されている) を合意したこと
- 上記に加え、平成 22 年 9 月には FDA から Fast Track (重篤で致命的な患者の治療を目的としたもので、高い有効性が期待できる医薬品候補を優先的に審査することによって、審査の迅速化を図る制度) の指定を受けたこと

ただし、自社単独で国際共同第 相臨床試験を進めると多額の治験費用の負担が見込まれることから、今後は開発パートナーとなる提携先製薬企業の確保が必要であり、その実現に向けた交渉を行ってまいります。

さて、コラテジェン®は、上述のように、虚血性疾患に対する血管新生作用を有する画期的な新薬となることが期待される一方、現在のところ根本的な治療方法が存在せず、治療充足度が極めて低いとされる、リンパ浮腫 (リンパ管の障害によりリンパ流が停滞し、顔や手足等が腫れる疾患) に対する有用性も平成 18 年に動物実験により確認されております。リンパ浮腫の病変は上肢、下肢にあり、且つ病変部と正常部の境界が明瞭であるため、筋肉注射薬であるコラテジェン®の投与に適していること、末梢性血管疾患を対象疾患とした臨床試験における人体への投与実績で既に良好な安全性を確認しており、その臨床試験結果を活用すればリンパ浮腫を対象疾患とする臨床試験を速やかに開始できることを勘案すると、コラテジェン®は、リンパ浮腫に対する初めての根治療法となることが期待されます。

当社は、こうした点を踏まえ、末梢性血管疾患に続きリンパ浮腫への有効性を臨床試験で示すことによってコラテジェン®の製品価値の最大化を図ることができると考え、平成23年8月に、従来通り末梢性血管疾患に対する国際共同第 相臨床試験を実施するためのパートナー候補との提携交渉を進める一方で、それと並行してリンパ浮腫を対象疾患としたコラテジェン®の開発を行う方針を固めました。具体的には、

- まずは原発性リンパ浮腫を対象として、POC (Proof of Concept ; 基礎的な発見が実際の臨床試験でも起こることを検討し、治療コンセプトの正しさを確認すること) の確認を目的として日本国内で臨床試験を開始する
- 国内臨床試験結果をもとに海外開発パートナーを取得し、海外での原発性リンパ浮腫、及び市場規模がより大きいと見込まれる国内外での二次性リンパ浮腫へと対象疾患を拡大して開発を進めることを計画しております。

今般、当社は、リンパ浮腫を対象疾患とするコラテジェン®の日本国内における臨床試験を実施するために必要となる研究開発資金を調達することを目的として、「(3)本件新株予約権を選択した理由」に記載した理由に基づき、本件新株予約権の発行を決定いたしました。

(2) 本件新株予約権の商品性

本件新株予約権には主に以下の特徴があります。

本件新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間

- 本件新株予約権は全6回号で構成されており、各回号は全て同一の発行条件です。
- 本件新株予約権1個あたりの出資金額は固定されており、1回号の全ての新株予約権が行使された際に払込まれる出資金額は2億円、全6回号合計で12億円です。
- 下記に記載の行使価額の修正によって、本件新株予約権の行使により交付される株式数は変動します。したがって、株価が上昇して行使価額が上方修正されれば希薄化の度合いが小さくなります。その反面、株価が下落して行使価額が下方修正されれば希薄化の度合いは大きくなります。ただし、当社は、本件新株予約権の行使により交付される株式数の累計が30,500株(発行決議日現在の発行済株式数122,333株の24.9%)を超えることとなるような行使を行わせない旨、割当予定先との間で約する予定です(詳細は「6.割当予定先の選定理由等(6)その他 <上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>」をご参照下さい。)。これにより、本件新株予約権の行使による調達可能金額が12億円を下回る可能性はあるものの、希薄化の進展に一定の歯止めがかかります。
- 本件新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌日以降約3年間です。

当初の行使価額

- 本件新株予約権全6回号の行使価額は当初83,980円(発行決議日の東証終値の130%)であり、発行決議日の株価より高い水準に設定しております。

行使価額の修正及び行使のプロセス

- 当社は、本件新株予約権の割当日の翌日以降約2年間、行使価額修正決議日(当日は含まず。)の直前5連続取引日の東証終値の平均値の90%が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定(1)することができます(同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です。)。修正開始の対象となった回号の新株予約権の行使価額は、行使価額修正決議日(当日は含まず。)の直前5連続取引日の東証終値の平均値の90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の直前5連続取引日の東証終値の平均値の90%に修正されます。
- ただし、上記計算の結果、修正行使価額が「リセット価額」(リセット価額とは、「行使価額修正決議日(当日は含まず。)の直前5連続取引日の東証終値の平均値の80%」又は下限行使価額のいずれか高い価額を指します。)と呼ばれる株価水準を下回る場合、修正行使価額はリセット価額とな

この文書は、当社の第18回乃至第23回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

りますので、行使価額はリセット価額未満に修正されることはありません。なお、下限行使価額は45,220円（発行決議日の東証終値の70%）、上限行使価額は129,200円（発行決議日の東証終値の200%）です。

- ・当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、当社株式動向及び市場環境等に鑑み、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使する新株予約権の数を表明します。
- ・割当予定先は、行使する新株予約権の数を表明した場合、一定の条件（2）が満たされている限り、権利行使最終期日（平成26年10月31日）までに当該新株予約権を必ず行使する仕組みとなっております。
- ・なお、割当予定先は、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使を表明しなかった新株予約権については、以降行使することができなくなります。
 - 1 当社は、行使価額の修正開始を決定した場合には、速やかに公表する予定です。
 - 2 一定の条件とは、1）行使価額の修正開始日以後、東証終値が5取引日連続してリセット価額を下回らないこと、2）当社が本件新株予約権の取得を行わないこと及び3）当社にデフォルト事由が発生しないこと、等を指します。

行使価額の修正開始後、株価がリセット価額を下回った場合の行使価額の修正

- ・行使価額の修正開始日以後、東証終値が5取引日連続してリセット価額を下回った場合、その翌日以降、行使価額は当初行使価額に修正されます（これに伴い、上記に記載した、一定の条件が満たされていることを前提とした割当予定先による行使義務は消滅します。）
- ・行使価額が当初行使価額に戻った後、当社は、残存する本件新株予約権について、割当日の翌日以降約2年間、何度でも回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。
本件新株予約権の取得（コールオプション）
- ・当社は、当社の判断により、払込金額と同額で本件新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

（3）本件新株予約権を選択した理由

上記「（1）資金調達の主な目的」に記載した、リンパ浮腫を対象疾患とするコラテジェン®の日本国内における臨床試験を実施するにあたり、今後継続的に研究開発資金が必要となります。一方、当社の事業はまだ先行投資段階にあり、当面研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであり、こうした財務状況に鑑みて、安定的に事業計画を遂行するためには、エクイティ・ファイナンスによる資金調達が必要と判断しました。

当社は、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを最も重視しました。そうした最中、当社の主幹事証券である野村證券株式会社より平成23年8月に本件新株予約権の提案を受け、その検討を進めました。

その結果、当社は、以下に記載した本件新株予約権の特徴を踏まえ、本件新株予約権は、株価への下落圧力を回避し、既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

（本件新株予約権の主な特徴）

<当社のニーズに応じた特徴>

株価への影響の軽減

- ・当社は、当社の判断によって、本件新株予約権の回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。かかる行使価額の修正開始決定に基づき、当社株式動向や市場環境等に応じて、その時点で当社が適切と考えられる金額の範囲内での本件新株予約権の行使促進を機動的に図ることができる仕組みとなっており、当社株式動向や市場環境等を見て株式需給の急速な悪化を回避

この文書は、当社の第18回乃至第23回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

しながら資金調達を進めることができると考えております。

- 行使価額の修正開始が決定されると、「(2) 本件新株予約権の商品性 行使価額の修正及び行使のプロセス」に記載のとおり、以後行使価額が定期的に修正される仕組みとなっております。従って、行使が複数回に分けて行われるとともに行使価額が分散されることが期待できるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態を回避しやすくなります。
- 「(2) 本件新株予約権の商品性 行使価額の修正及び行使のプロセス」に記載のとおり、修正行使価額は常にリセット価額以上となりますので、当社の定めた株価水準以上で行使を促進することができます。
- 行使価額の修正開始後、株価終値が5取引日連続してリセット価額を下回って推移した場合には行使価額が当初行使価額に再修正されるという仕組み(以下「リセット条項」という。)が備わっており、株価に対する下落圧力となるような新株予約権者の株式売却行動を抑制することができます。

これらの仕組みを設けることにより、株価への影響の軽減が期待されるものと考えております。

過度な希薄化の抑制

- 「(2) 本件新株予約権の商品性 本件新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間」に記載のとおり、行使価額の修正開始後の株価の下落に伴って行使価額が下方修正されると、交付株式数が増加して希薄化が進行する可能性があります。リセット条項を付与するとともに、本件新株予約権の行使によって交付されることとなる累計株式数の上限を30,500株(発行決議日現在の発行済株式数122,333株の24.9%)(詳細は「6. 割当予定先の選定理由等(6)その他 <上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>」をご参照下さい。)に設定いたしますので、本件新株予約権の行使による過度な希薄化に歯止めがかかる設計となっております。
- 一方で、株価の上昇局面においては、希薄化の抑制と本件新株予約権の円滑な行使が期待されます。
- こうした措置により、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達を実現することが可能となります。

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により残存する本件新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

<当社のニーズを満たさないリスク及びその対応策>

新株予約権の特性上、新株予約権者が行使しなければ当社が期待する払込みが行われなため、結果として実際の調達金額が予定される払込金額総額を下回る可能性があります。ただし、本件新株予約権については、「(2) 本件新株予約権の商品性 行使価額の修正及び行使のプロセス」に記載のとおり、行使価額の修正開始の決定がなされるとそれ以降行使価額が定期的に時価の90%に修正され、また割当予定先が一旦行使を表明した本件新株予約権は一定の条件が満たされている限り権利行使最終期日までに全て行使されることとなっております。したがって、本件新株予約権を行使して取得した株式を直ちに投資家へ又は市場で売却することによって収益を確保すべく、積極的な行使が期待されます。

上記の新株予約権の特性に加え、本件新株予約権にはリセット価額、下限行使価額及びリセット条項が付されており、さらに本件新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限が30,500株に設定されます(詳細は「6. 割当予定先の選定理由等(6)その他 <上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>」をご参照下さい。)。このため、特に株価の下落局面においては本件新株予約権の行使が期待し難くなり、実際の調達金額が予定された払込金額の総額を下回る可能性があります。ただし、これらは、上記及びに記載のとおり、既存株主の利益保護の観点からの株価への影響の軽減及び過度な希薄化の抑制を企図して設けられたものです。

(他の資金調達方法と比較した場合の本件新株予約権の特徴)

この文書は、当社の第18回乃至第23回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなる虞があると考えられます。一方、本件新株予約権においては、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が予定される払込金額の総額を下回る可能性があるものの、上記に記載の仕組みにより、株価への影響の軽減が期待されます。また、上記に記載のとおり、当社の株価上昇局面においては希薄化の抑制と円滑な行使が期待されます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,202,450,400	20,370,000	1,182,080,400

- (注) 1 上記金額は第18回乃至第23回新株予約権の合計額です。また、払込金額の総額は、発行価額の総額(第18回乃至第23回新株予約権合計2,450,400円)に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(第18回乃至第23回新株予約権合計1,200,000,000円)を合算した金額です。
- 2 本件新株予約権の行使は新株予約権者の判断によるものであり、平成23年10月13日現在において新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び払込日は確定しておりません。
- 3 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用5,500,000円及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)14,870,000円です。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額1,182,080,400円については、リンパ浮腫を対象疾患とするコラテジェン®の研究開発資金に充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりです。

手取金の使途	具体的な内訳	支出予定時期と金額(千円)			
		平成23年 11月~平成 23年12月	平成24年1月 ~平成24年 12月	平成25年1月 ~平成25年 12月	平成26年1月 ~平成26年 12月
リンパ浮腫を対象 疾患とするコラテ ジェン®の研究開 発資金	臨床試験費	28,350	92,401	130,650	16,939
	人件費	101,864	198,348	198,348	118,246
	臨床試験関連費	39,245	125,420	125,420	残額

- (注) 1 本件新株予約権の行使状況により想定通り資金調達できなかった場合には、手許資金に加え、平成26年12月期までに獲得を目指している売上収入及び今後売却を予定している投資有価証券の売却代金を充当する予定です。
- 2 当社は調達した資金を速やかに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合には、銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

この文書は、当社の第18回乃至第23回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本件新株予約権は、行使価額の修正開始前後で、経済的観点からその性格を決定的に異にしていることから、(a)予約権ハイアップ部分（行使価額修正決定前に存在する、行使価額が発行決議日終値の130%という高い水準に設定された新株予約権の部分）と(b)予約権株数変動部分（行使価額修正決定後において、行使価額及び対象株式数が修正される新株予約権の部分）の価値の合計額を本件新株予約権の払込金額としておりますが、算定に際しては、一般的なオプション価格算定手法であるツリーモデルによる理論価格を基礎とし、

(a) 予約権ハイアップ部分に関しては、

- () 本件新株予約権の行使請求により交付されることとなる株式数が当社株式の売買高と比較して相当数にのぼることに加え、当社の判断で本件新株予約権が取得され得ることから、新株予約権者は株価の変動次第では新株予約権の価値を実現することができなくなるリスクを回避することを目的としたデルタヘッジに制約を受けること

(b) 予約権株数変動部分に関しては、

- () 当社の判断により行使価額の修正開始を決定できること
- () 行使価額の修正開始の決定後、新株予約権者は行使を希望する新株予約権の個数について、一定の条件下において権利行使最終期日までに当該個数の全てを行使することを約する包括行使請求を行うこと
- () 行使価額が修正され、当該修正が開始された後、東証終値がリセット価額を5取引日連続して下回った場合、行使価額修正の決定が将来に向かって効力を失うこと

という特性を踏まえて、予約権ハイアップ部分においては、新株予約権者の投資リスク、予約権株数変動部分においては、当社株式に対する投資家の多様な需要に基づき、割当予定先が新株予約権の行使により交付を受ける株式の円滑かつ株価に配慮した売却が期待されることを勘案して、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド（条件決定日の時価株価と発行価額の差）と同じ水準である10%のディスカウントに基づき、当社株式の株価変動率及び流動性等を勘案した結果として算定されています。

本件新株予約権の払込金額の算定については、割当予定先である野村證券株式会社において第三者割当形式による資金調達案件を担当する部門が参考資料として当社に提供した試算結果について、当社は、本件発行に関する当社のリーガル・カウンセラーである外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ（東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル10階、代表者 弁護士和仁亮裕）（以下「リンクレーターズ」といいます。）に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、リンクレーターズから下記の法律意見（*）の表明を受けております。

（*）法律意見書の骨子は以下の通りであります。

- 1 リンクレーターズが提出した法律意見書では、本件新株予約権1個の払込金額が、会社法第238条第3項第2号の「特に有利な金額」に該当するかを検討するにあたり、リンクレーターズに提供された実務慣行に係る情報及び計算結果が正しい等の一定の前提の下、払込金額の算定方法における前提条件及びロジックが、本件新株予約権の権利内容及び本件発行に付随関連する事情を前提とした場合に合理的であるか否かの点が検証されている。
- 2 たとえば、本件新株予約権のハイアップ部分（行使価額修正決定前に存在する、行使価額が発行決議日終値の130%という高い水準に設定された新株予約権の部分）と新株予約権株数変動部分（行使価額修正決定後において、行使価額及び対象株式数が修正される新株予約

この文書は、当社の第18回乃至第23回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

権の部分)に分割して評価している点について、法的に一つの権利であっても有利発行性の検討過程では経済的性質が異なる点に着目して分割して各々評価することも合理的である旨の評価が与えられている。

- 3 上記で例示したような前提条件及びロジックの検証の積み重ねの結果、本件発行において採用した算定方法の前提条件及びロジックに不合理な点は認められず、本件発行において採用した払込金額の算定方法に従って計算された払込金額は「特に有利な金額」には該当しない旨結論付けられている。

リンクレーターズは、本件発行に関し、新株予約権要項、割当予定先と締結予定の買取契約及び有価証券届出書等の作成並びに有利発行性に関する法的分析に関して、平成23年9月15日付けで当社と業務委託及びアドバイザー契約を締結しておりますが、恒常的に当社と顧問契約を締結している法律事務所ではなく、当社の経営陣から一定程度独立した者と評価でき、また、本件発行に関して割当予定先とも契約関係を有しておりません。当社としては、新株予約権の発行実務・オプション取引に関する知識・経験及び同種案件の実績並びにリンクレーターズによる当社における本件発行の実務担当者及び監査役への説明の様子等に鑑みて、リンクレーターズを本件発行に係る業務を担当させるに相応しい十分な知識・経験を有する者と評価し、本件発行における関連書類の作成及び有利発行性に関する分析等をリンクレーターズに依頼することを決定しました。リンクレーターズによる分析は、本件新株予約権の払込金額が、割当予定先の準備した価格算定資料における算定結果と一致することをもって有利発行には該当しないとするものではなく、当社が採用した算定方法における前提事実及びロジックが法的判断に耐えうるものであるかの観点から分析されている点で当社としては当該意見自体も信頼に値するものであると考えました。かかるリンクレーターズの法律意見を考慮の上、当社は本件新株予約権の払込金額が合理的であると判断いたしました。

会社法上の職責に基づく監査として、監査役全員がリンクレーターズから有利発行性に関する法的分析について説明を受けました。かかる説明を受けて全監査役で以下の各点を確認した結果、本件新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとして株主総会の特別決議が必要となる場合に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を当社監査役全員から得ております。

- () 本件発行においては、新株予約権の発行実務及びオプション取引並びにこれらに関連する法律問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、リンクレーターズがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- () リンクレーターズは当社と顧問契約関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること。
- () 当社取締役がそのようなリンクレーターズに対して有利発行性の法的分析を依頼していること。
- () リンクレーターズから本件発行担当取締役をはじめとする実務担当者への具体的な説明が行われたうえで、法律意見が提出されていること。
- () 本件発行の決議を行った取締役会において、リンクレーターズの法律意見を参考にしつつ本件発行担当取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること。
- () リンクレーターズは、本件発行に関して割当予定先とは契約関係にない独立した立場で価格算定において採用されている前提事実やロジックが合理的であるか否かを分析し、新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとして株主総会の特別決議が必要となる場合に該当しないという法律意見書を提出していること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件新株予約権は1個あたりの出資金額が固定されており、行使価額が修正されることに伴って新株予約権の行使により交付される株式数が変動する仕組みとなっているため、株価上昇に伴い行使価額が上方修正されれば交付される株式数が少なくなる一方、株価が下落した局面においては交付される株式数は増加するものの、交付される株式数は最大30,500株に制限されており、発行決議日現在の発行済株式数に対する比率は最大で24.9%と限定的であること(詳細については、「6. 割当予定先の選定理由等(6)その他 <上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>」をご参照下さい。) 本件新株予約権の想定元本12億円に対し、当社株式の過去1年間における1日当たり平均売買代金は29百万円であるものの、本件新株予約権は6回号(1回号あたりの想定元本は2億円)に分けられており、当社は当社株式動向や市場環境等を勘案しながら、回号ごとに行使価額の修正開始を決定する予定であることから、本件新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

(注) 本件新株予約権の全てが、上限行使価額で行使された場合の発行決議日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は7.6%(潜在株式数に係る議決権数9,282個については、発行決議日現在の当社議決権総数122,333個の7.6%)となります。また、上限議決権数超過行使等を制限していることから、本件新株予約権の行使により当社が交付することとなる当社普通株式数の累計は上限30,500株となりますので、本件新株予約権に係る発行決議日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は、最大で24.9%(潜在株式数に係る議決権数30,500個については、発行決議日現在の当社議決権総数122,333個の24.9%)となる見込みです。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要(平成23年3月31日現在)

(1) 名 称	野村證券株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(3) 代表者の役職・氏名	C E O兼執行役社長 渡部 賢一
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業
(5) 資 本 金	10,000百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成13年5月7日
(7) 発 行 済 株 式 数	201,410株
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	13,034名(単体)
(10) 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫
(12) 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：89株 当社が保有している割当予定先の株式の数：ありません。
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。

この文書は、当社の第18回乃至第23回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

取引関係	主幹事証券会社		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)			
決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
純資産	721,453	822,033	872,865
総資産	12,796,464	9,358,133	10,501,025
1株当たり純資産(円)	3,582,009	4,081,392	4,333,772
営業収益	502,201	663,679	613,392
営業利益又は営業損失()	60,292	127,576	86,378
経常利益又は経常損失()	60,075	126,643	86,240
当期純利益又は当期純損失()	37,509	76,853	50,666
1株当たり当期純利益又は当期純損失()(円)	186,230.33	381,574.18	251,556.53
1株当たり配当金(円)			

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、「2.募集の目的及び理由(3)本件新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価への下落圧力を回避し、既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本件新株予約権を提案したことに加え、同社が、当社の主幹事証券会社として良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ円滑な自己資本拡充が期待できること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本件新株予約権を譲渡せず、また、本件新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式は適時適切に売却する方針です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である野村證券株式会社が平成23年6月30日付で関東財務局長宛に提出した第

この文書は、当社の第18回乃至第23回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

10 期有価証券報告書の平成 23 年 3 月 31 日における貸借対照表により、割当予定先が本件新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本件新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である山田英は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

< 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意 >

当社は、当社が本件新株予約権の発行後 6 ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。）に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後 6 ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び当社普通株式以外の種類の株式（以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。）の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、30,500 個（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割若しくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更（単元株式制度の導入を含む。）をする場合は、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日若しくは変更日前に本件新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使若しくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得若しくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。（以下、かかる本件新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求又は取得並びに同時期発行議決権付株式の発行を合わせて「上限議決権数超過行使等」という。）

当社は、下記「< 割当予定先による行使制限措置 >」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別添の発行要項（以下「要項」という。）第 8 項第 (1) 号に定める取得（残存する本件新株予約権の全部の取得に限る。）の手续を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

< 割当予定先による行使制限措置 >

当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同規程施行規則第 436 条第 1 項から第 5

この文書は、当社の第 18 回乃至第 23 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行かせない。

割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使若しくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

<割当予定先による新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成23年6月30日現在）	
森下 竜一	8.52%
中村 敏一	4.59%
有限会社イー・シー・エス	3.78%
小谷 均	2.39%
塩野義製薬株式会社	2.15%
森下 真弓	1.79%
バイオフィロンティア・グローバル投資事業組合 業務執行組合員 株式会社バイオフィロンティア アパートナース	1.64%
富田 憲介	1.22%
坂田 三和子	1.14%
坂田 恒昭	1.01%

（注）今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回のファイナンスにより調達した資金を、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件新株予約権の発行は、上限議決権数超過行使等を制限することにより、本件新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと（本件新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

この文書は、当社の第18回乃至第23回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

	平成 20 年 12 月期	平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期
連 結 売 上 高	951,000 千円	585,000 千円	286,000 千円
連結営業利益又は連結営業損失()	2,684,000 千円	2,610,000 千円	2,010,000 千円
連結経常利益又は連結経常損失()	2,541,000 千円	2,783,000 千円	1,911,000 千円
連 結 当 期 純 利 益 又は 連 結 当 期 純 損 失 ()	3,534,000 千円	2,921,000 千円	1,967,000 千円
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益 又は 1 株 当 た り 連 結 当 期 純 損 失 ()	30,079.51 円	24,804.64 円	116,668.71 円
1 株 当 た り 配 当 金			
1 株 当 た り 連 結 純 資 産	75,611.82 円	54,345.29 円	35,019.99 円

この文書は、当社の第 18 回乃至第 23 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成23年10月13日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	122,333 株	100%
現 時 点 の 行 使 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数	4,054 株	3.31%

(注) 現時点の行使価額における潜在株式数は、全てストックオプションによるものです。なお、当該ストックオプションは、全て行使価額が予め定まっており、行使価額の修正条項は付されていません。

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成21年12月期	平成22年12月期	平成23年12月期
始 値	136,000 円	139,200 円	114,600 円
高 値	195,200 円	185,000 円	121,800 円
安 値	60,400 円	72,500 円	58,100 円
終 値	141,000 円	114,900 円	64,600 円

(注) 平成23年12月期については、平成23年10月13日現在で表示しております。

最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	81,700 円	81,500 円	79,300 円	73,100 円	69,400 円	65,600 円
高 値	85,000 円	84,700 円	82,500 円	75,500 円	73,000 円	68,500 円
安 値	76,000 円	76,500 円	73,000 円	61,300 円	58,100 円	60,000 円
終 値	81,000 円	78,700 円	74,000 円	69,200 円	67,000 円	64,600 円

(注) 10月については、平成23年10月13日現在で表示しております。

発行決議日における株価

	平成23年10月13日
始 値	64,500 円
高 値	65,900 円
安 値	63,700 円
終 値	64,600 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成23年2月15日
調 達 資 金 の 額	299,993,031 円(差引手取概算額)
発 行 価 額	113,763 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	118,231 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	2,637 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	120,868 株

この文書は、当社の第18回乃至第23回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

割 当 先	塩野義製薬株式会社
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	上記差引手取概算額については、医薬品の研究開発資金に全額を充当する予定であります。具体的な使途としては、NF- B デコイオリゴの医薬品開発を進めるための研究開発投資として、平成 23 年 12 月期に 153,700,000 円、平成 24 年 12 月期に 143,793,031 円を充当する予定です。
現時点における充 当 状 況	平成 23 年 8 月末までに 140,000,000 円を NF- B デコイオリゴの医薬品開発を進めるための研究開発に充当しており、未充当金額 159,993,031 円につきましても NF- B デコイオリゴの医薬品開発を進めるための研究開発に充当する予定です。

この文書は、当社の第 18 回乃至第 23 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

発 行 要 項

第 18 回乃至第 23 回新株予約権の名称

アンジェス MG株式会社第 18 回乃至第 23 回新株予約権（以下、各回新株予約権を個別に「**本新株予約権**」といい、第 18 回乃至第 23 回新株予約権を総称してまたは個別に「**本件新株予約権**」という。）

第 18 回乃至第 23 回新株予約権に共通する事項

1. 新株予約権の総数 20 個
2. 新 株 予 約 権 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の目的である株式の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「**交付株式数**」という。）の種類およびは、10,000,000 円（以下「**出資金額**」という。）を行使価額（第 3 項第(2)号に定義する。）で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求によりその数の算定方法は、当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「**出資金総額**」という。）を行使価額で除して得られる最大整数とする（1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、第 4 項または第 5 項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1)本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、第 2 項に定める出資金額とする。なお、修正開始日（第 4 項第(1)号に定義する。）後の包括行使請求（第 13 項第(4)号に定義する。）または個別行使請求（第 13 項第(5)号に定義する。）に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権 1 個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
(2)本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式 1 株あたりの価額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 83,980 円とする。ただし、第 4 項または第 5 項に従い、修正または調整される。
4. 行使価額の修正 (1)当社は、平成 23 年 11 月 3 日以降、平成 25 年 11 月 1 日までの間（以下「**行使価額修正期間**」という。） 当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額（本項第(2)号に定義する。）が下限行使価額（本項第(2)号に定義する。）以上である場合には、修正開始日（行使価額修正の決定を行った日（以下「**行使価額修正決議日**」という。）の 6 銀行営業日後の日をいい、以下「**修正開始日**」という。）以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「**行使価額修正の決定**」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額および行使価額修正決議日現在におけるリセット価額（本項第(3)号に定義する。）を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
(2)行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日（当日を含

この文書は、当社の第 18 回乃至第 23 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「**修正開始日行使価額算定期間**」という。)の株式会社東京証券取引所(株式会社東京証券取引所の業務を承継する金融商品取引所を含む。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満を切り捨てる。以下「**修正開始日行使価額**」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「**決定日**」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「**修正後行使価額算定期間**」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満を切り捨てる。)または当該決定日において有効なリセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「**修正後行使価額**」という。)なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が45,220円(ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「**下限行使価額**」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が129,200円(ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「**上限行使価額**」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3)修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該5連続取引日(以下「**リセット価額判定期間**」という。)の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「**リセット価額**」とは、

当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額(円位未満を切り捨てる。)(ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)またはリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

- (4)当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)

号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合（本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。）には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。

(5)本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「**当社普通株主**」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。） または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「**取**

得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。))が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。))を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)

- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、

当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第18項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本

この文書は、当社の第18回乃至第23回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

項第(2)号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、（ ）（本項第(2)号 においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また（ ）（本項第(2)号 においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。）

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使可能期間 (1)平成 23 年 11 月 3 日から平成 26 年 10 月 31 日までの期間(以下、当該期間の最終日を「**権利行使最終期日**」という。)とする。ただし、平成 26 年 10 月 31 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。
- (2)前号に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、第 4 項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「**包括行使請求書提出期間**」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、第 4 項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「**個別行使可能期間**」という。)とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の取得条項 (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会后 2 か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「**組織再編行為**」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3)当社は、行使価額修正期間中に第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成 25 年 11 月 1 日までに第 4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成 25 年 11 月 1 日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4)本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。
- (5)本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(第 13 項第(7)号に定義する。)に払込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の

この文書は、当社の第 18 回乃至第 23 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

9. 各新株予約権の本新株予約権 1 個あたり 20,420 円
の払込金額
10. 新株予約権 408,400 円とする。
の払込総額
11. 新株予約権の平成 23 年 11 月 2 日
割当日
12. 新株予約権の平成 23 年 11 月 2 日
払込期日
13. 新株予約権 (1)行使価額修正期間中に第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または第 4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成 25 年 11 月 1 日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
行使請求および払込の方法
(2)平成 25 年 11 月 2 日以降に第 4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
(3)第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「**修正前行使価額**」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
(4)第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、第 14 項第(2)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権 1 個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「**包括行使請求**」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行うものとする。
(5)前号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「**個別行使請求**」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権 1 個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、第 14 項第(2)号に定める包括行使請求に付され

この文書は、当社の第 18 回乃至第 23 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

た条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。

- (6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。）包括行使請求および個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第15項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (7) 前号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。）の場合には、出資金総額を現金にて第16項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて第17項に定める決済取扱場所の所定の口座（以下「決済口座」という。）に払込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払込む旨の指図を行うものとする。
- (8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

14. 新株予約権の (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

行使の条件 (2) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本項第(5)号に定めるいずれの事由も発生せず、第4項第(3)号に定める事由も発生せず、第8項第(1)号または第(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。

包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて第17項に定める決済取扱場所に払込むものとする。

権利行使最終期日の前銀行営業日に本号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から第16項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払込まれるものとする。

包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請

求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。

- (3) 第 18 項第(1)号に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。

新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、第 4 項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。

- (4) 第 4 項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。

- (5) 以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

()当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合

()当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合

()当社の重要な財産が差し押さえられた場合

本号 のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

- (6) 当社が、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第 432 条に規定する「施行規則で定める議決権の比率」の算出において本新株予約権と一体とみなされる第三者割当を行い、当該議決権の比率が 25%以上となる場合において、同条各号(当該条文の変更があった場合には、当該変更後の条文を指すものとする。)に掲げる手続(以下「第三者意見入手等手続」という。)のいずれかが求められることを了知したときは、新株予約権者は、当該了知の時点以後、残存する本新株予約権全部につき、その行使請求を行うことができず、当社は、その行使請求の受付を行わないものとする。

15. 新株予約権の アンジェス MG株式会社 管理部

行使請求受付場所

16. 新株予約権の 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部

この文書は、当社の第 18 回乃至第 23 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 行使に関する
払込取扱場所
17. 新株予約権の行使に関する
決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部
18. 新株予約権行使の
効力発生時期等 (1)本新株予約権の行使請求の効力は、第 13 項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第 13 項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、第 13 項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第 13 項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、第 14 項第(5)号 に定めるいずれの事由も発生せず、第 4 項第(3)号に定める事由も発生せず、第 8 項第(1)号または第(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
- (2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
19. 単元株式数の定め
の導入等に伴う
取扱い 当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
20. 譲渡による新株予
約権の取得の制限 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
21. 募集の方法 第三者割当の方法により、全てを野村證券株式会社に割り当てる。
22. 申込期間 平成 23 年 11 月 2 日
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込
金額の算定理由 本新株予約権は、行使価額の修正開始前後で、経済的観点からその性格を決定的に異にしていることから、(a)予約権ハイアップ部分（行使価額修正の決定前に存在する、行使価額が本新株予約権の発行決議日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 130%という高い水準に設定された新株予約権の部分）と(b)予約権株数変動部分（行使価額修正の決定後において、行使価額及び対象株式数が修正される新株予約権の部分）の価値の合計額を本新株予約権の払込金額としているが、算定に際しては、一般的なオプション価格算定手法であるツリーモデルによる理論価格を基礎とし、(a)予約権ハイアップ部分に関しては、(i)本新株予約権の行使請求により交付されることとなる株式数が当社普通株式の売買高と比較して相当数にのぼることに加え、当社の判断で本新株予約権が取得され得ることから、新株予約権者は株価の変動次第では新株予約権の価値を実現することができなくなるリスクを回避することを目的としたデルタヘッジに制約を受けること、(b)予約権株数変動部分に関しては、()当社の判断により行使価額修正の決定を行うことができること、()行使価額修正の決定後、新株予約権者は行使を希望する新株予約権の個数について、一定の条件下において権利

この文書は、当社の第 18 回乃至第 23 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

行使最終期日までに当該個数の全てを行使することを約する包括行使請求を行うこと、()行使価額が修正され、当該修正が開始された後、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値がリセット価額を5取引日連続して下回った場合、行使価額修正の決定が将来に向かって効力を失うことという特性を踏まえて、予約権ハイアップ部分においては、新株予約権者の投資リスク、予約権株数変動部分においては、当社普通株式に対する投資家の多様な需要に基づき、割当予定先が新株予約権の行使により交付を受ける株式の円滑かつ株価に配慮した売却が期待されることを勘案して、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド(条件決定日の時価株価と発行価額の差)と同じ水準である10%のディスカウントに基づき、当社普通株式の株価変動率及び流動性等を勘案した結果、本新株予約権1個あたりの払込金額を20,420円とした。

この文書は、当社の第18回乃至第23回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。